

長沼町一体型義務教育学校制服製造事業者選定

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、令和9年度に開校を予定している施設一体型の義務教育学校において、生徒が安心して快適に学校生活を送ることができるよう、また、保護者の経済的負担の軽減、多様性への配慮、学校生活での使用に必要十分な機能性を備えた新しい制服を導入しようとするものであり、その新しい制服の導入に当たっては、広く企画提案を募集し、制服製造事業者の提案内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本事業に最も適切な制服製造事業者を選定することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業の内容

- ① 新制服のデザイン案の作成及び決定
- ② 新制服のデザイン案の作成及び決定に至るまでの支援（児童生徒・保護者へのアンケート等による意見募集など）
- ③ 新制服の導入予定時期に向けた製造
- ④ 新制服の販売に係る準備（制服販売店の設定、直しなどアフターサービス等）

(2) 全体のスケジュール

時期	内容
令和7年 6月～8月	公募型プロポーザルの実施・事業者決定
令和7年 8月～10月	事業者デザイン（案）提案
令和7年10月～12月	制服（案）の展示やデザイン投票の実施
令和8年 1月～3月	デザイン、仕様書等の検討
令和8年 3月	デザイン決定
令和8年 4月～9月	制服販売店の決定
令和8年11月	新制服の注文受付開始
令和9年 3月	新制服の引渡し

※上記スケジュールについては予定であり、事業者選定後に協議の上、決定する。

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ② 企画提案書等の提出期限において、国又は地方公共団体の指名停止処分を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ④ 北海道内に本社（店）、支社（店）及び営業所のいずれかを有していること。
- ⑤ 令和2年1月1日以降に北海道内の公立中学校又は義務教育学校の制服を製造及び納入した実績がある制服等事業者であること。
- ⑥ 長沼町内の販売店を通して制服を供給可能であること。

4 選考日程

（1）プロポーザルに係る日程

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 本実施要領の公表 | 令和7年6月11日（水） |
| ② 質問の提出期限 | 令和7年6月17日（火） |
| ③ 質問の回答 | 令和7年6月23日（月） |
| ④ 参加表明書等提出期限 | 令和7年6月25日（水） |
| ⑤ プレゼンテーション参加要請書の送付 | 令和7年7月1日（火） |
| ⑥ 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月31日（木） |
| ⑦ プレゼンテーション審査 | 令和7年8月5日（火） |
| ⑧ 結果の通知及び公表 | 令和7年8月中旬（予定） |

5 参加申込

（1）参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

（2）提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 営業所等一覧表（様式3）
- ④ 商業登記簿謄本（登記事項証明書）※3カ月以内発行のもの。写し可。
- ⑤ 北海道内の公立中学校、義務教育学校における納入実績一覧表（様式4）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書（様式5）

(3) 提出期限

令和7年6月25日(水)午後5時まで。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

「14 事務局」に記載する事務局に提出すること。

(6) 提出方法

持参又は郵送によること。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとし、郵送については提出期限に必着のこと。また、到着の有無について提出先へ確認のこと。

(7) 参加資格審査

提出された書類等に基づいて事務局で参加資格を審査し、資格適合者には、令和7年7月1日(火)までに、プレゼンテーション参加要請書を電子メール及び文書により通知する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙「新制服の基本的な仕様」の内容を踏まえて作成し、次の要領で提出すること。

(1) 提出書類等

任意様式は、A4判縦、横書き、左綴じ(左上をホッチキス仮綴とする。)とする。

① 企画提案書等提出届(様式6)

② 企画提案書(任意様式)

企画提案書の内容は自由とするが、次の(a)～(d)の内容については必ず記載することとし、全15ページ以内とする。(ただし、表紙はページ数に含めない。)

(a) デザインの作成・決定過程において、児童生徒及び保護者の意見をどのように取り入れ反映していくか、また、業務の実施フロー及びスケジュールについて

(b) 販売体制について

(c) 販売店や購入者に対するアフターサービスについて

(d) 制服に関するアピールポイントについて

※提案書の作成に係る留意事項

・A4判縦両面印刷可(ただし、A3判を使用する場合は、片面印刷とし、1枚につきA4判2ページ分とする。)、記載方法及び記載の順番は問わない。

・記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものに対し配慮すること。

- ・専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
 - ・ページ番号を記載すること。
 - ・フォントの種類については制限しないが、サイズは11ポイント以上で作成すること。
- ③ 製品価格見積書（様式7）
- ④ 制服のサンプル ※既製品（導入済みの制服）でも可
- ・制服のサンプルを展示するマネキン等は、事業者が持参し、4体以内とする。

(2) 提出期間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）午後5時まで

(3) 提出部数

- ① 1部
- ② 20部（うち1部を正本として社印を押印したものとする。）
- ③ 20部（うち1部を正本として社印を押印したものとする。）
- ④ 各1着（プレゼンテーション実施日にプレゼンテーション会場へ持参すること。）

(4) 提出場所

「14 事務局」に記載する事務局に提出すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとし、郵送については提出期限に必着のこと。

なお、持参の場合は、提出した窓口において、郵送の場合は、送達確認後FAXにて、提出書類の受領確認書を発行する。

(6) その他

- ① 企画提案に関する必要経費は、提案者の負担とする。
- ② 提出期間後における提出書類及び製品サンプル等の修正、変更は認めない。
- ③ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、制服製造事業者として選定された者の企画提案書について、本プロポーザルに関する公表等のために必要な場合は、当該企画提案書の全部又は一部を長沼町教育委員会が無償で利用できるものとする。
- ④ プロポーザル後に制服のサンプルのみを返却し、提出書類の返却は行わない。

7 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式8）により提出すること。口頭による質問の受付は行わない。また、質問項目は、参加資格、参加申込及び提出書類の作成に係るものとし、審査に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年6月17日（火）午後5時まで。

(2) 提出場所

「14 事務局」に記載する事務局に提出すること。

(3) 提出方法

電子メールによる提出のみとする。

(4) 質問事項と回答

令和7年6月23日（月）までに、質問者に対し電子メールにより回答し、併せて、長沼町公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。なお、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 制服製造事業者の選定方法

(1) 選定方法

- ① 制服製造事業者の選定は、「長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会」（以下、「準備委員会」という。）が、別表「評価基準」に基づき審査を行う。
- ② 準備委員会での選定は非公開とし、選定結果に関する質問や異議申し立ては受け付けない。また、選定経過については、公表しない。
- ③ 準備委員会は、制服において、準備委員の評価点の合計得点が最上位の者を最優秀事業者（製造事業者）として決定し、次に得点が高かった者を次点の業者とする。
- ④ 制服の審査において、最高得点の事業者が複数の場合は、準備委員会の合議により決定する。
- ⑤ 企画提案書を提出した参加者が1者の場合であっても、準備委員会において提案内容について審査を行い、提案の内容についてその目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該参加者を事業者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果の通知については、提案のあった全ての事業者に対し、令和7年8月中旬（予定）に、書面及び電子メールにより通知する。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時及び場所（予定）

- ① 日時：令和7年8月5日（火） 18時
- ② 場所：長沼町役場

(2) 実施時間

1事業者につき30分程度とする。（企画提案書の説明を20分以内とし、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。）

(3) 説明者

説明者は3名以内とする。

(4) その他

- ① 正式な時間及び場所の詳細については、企画提案書提出後に通知する。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。
- ③ プレゼンテーションは、提出された企画提案書の内容に基づいて表現することとし、新たな内容の資料等の使用は認めない。
- ④ プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備するが、それ以外のパソコン等は持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションの資料には、提案者を特定できるような内容（社名や実績の名称等）の記載はしないこと。

10 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) その他準備委員会が失格と認めた場合

11 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルが実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合、プロポーザルの準備に要した経費を本町に請求することはできない。

12 参加辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、「辞退届」（様式9）を事務局へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後において不利益を被ることはない。

13 実施要領の配付等

実施要領、様式の配付については、長沼町公式ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

長沼町公式ホームページ <https://www.maoui-net.jp/>

14 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

住 所：〒069-1392 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

名 称：長沼町教育委員会学校教育課義務教育学校推進室

電 話：0123-76-8026（直通）

F A X：0123-88-0888

電子メール：kyouiku@ad.maoi-net.jp

15 その他留意事項

- ・プロポーザルに関する一切の費用については事業者の負担とすること。
- ・採用されたデザインに関する権利は、長沼町教育委員会に帰属もしくは譲渡すること。
- ・販売後の製品に係る諸問題には、誠意をもって対応すること。
- ・制服の導入から少なくとも5年以上の期間、購入を希望する生徒、保護者に安定して供給を続けられること。
- ・提出書類等に虚偽のあることが判明した場合は、選定結果を取り消すことがある。
- ・長沼町の義務教育学校に関することは、長沼町の義務教育学校ホームページや長沼町一体型義務教育学校基本構想、新校舎実施設計概要書等を参考とすること。